

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規則	○福島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則	一五
告示	○生活保護法による介護扶助のための介護機関を指定した件	一五
	○生活保護法による指定介護機関に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった件	一五
	○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件	一五
	○地籍調査の成果について認証した件	一五
	○県営土地改良事業計画を変更した件	一五
	○土地改良事業の施行を認可した件	一五
	○都市計画事業を認可した件	一五
公告	○都市計画事業の事業計画の変更を認可した件五件	一五
	○一般競争入札を行う件	一六
	○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した件	一六
	○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業を廃止した旨届出があった件	一六
	○障害者自立支援法による指定自立支援医療機関を指定した件	一六
	○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件	一六
	○都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件	一六
	○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件五件	一六
	福島県警察本部	一六
	○一般競争入札を行う件	一六

規 則

福島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月十三日

福島県規則第十二号

福島県知事 佐藤雄平

福島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則
福島県屋外広告物条例施行規則(昭和六十一年福島県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表一般国道二八九号の項中

南会津郡下郷町大字南倉
沢字足倉八三三番三地先
(柄沢橋)

を

南 沢 地

会津郡下郷町大字南倉
字猪番場平八四一番一
先
(柄沢橋)

に改める。

別表第二の一の表一般国道三四九号の項中

田村郡小野町大字和名田
字戸沢一四九番地先
(いわき市境)

田村郡小野
町字中通五
(県道小野

町大字小野新
六番地先
四倉線交差点)

を

東白川郡矢祭町大字大垣 字明神一九番六地先 (茨城県境)	東白川郡矢祭町大字宝坂 字川又七番一地先 (塙町境)
田村郡小野町大字和名田 字戸沢一四九番地先 (いわき市境)	田村郡小野町大字小野新 町字中通五六番地先 (県道小野四倉線交差点)

に改め

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、公布の日から施行する。(都市計画課)

告 示

福島県告示第百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成二十一年三月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
訪問介護ステーションこみゆ	福島市南矢野目字向原四一	特定非営利活動法人生活支援ワーカーズネットコミュ	福島県福島市南矢野目字向原四一二	平成二〇年一〇月一日	介護予防訪問介護
グループホーム飯野の里	同 市飯野町字原田一一一	企業組合飯野の里	同 県同 市飯野町字原田一一一	同 年 一二月一日	認知症対応型共同生活介護
認知症対応型通所介護事業所ふると	伊達市保原町大泉字小作逢一五一	医療法人秀公会	同 県同 市大森字柳下一六一	同 年 一〇月一日	認知症対応型通所介護
同	同	同	同	同	介護予防認知症対応型通所介護
グループホーム花南会津	南会津郡南会津町丹藤字中川原六七五一六	医療法人社団仁嘉会	東京都新宿区四谷二一八第二河上ビル九階	平成一七年一〇月一日	認知症対応型共同生活介護
西の杜居宅介護支援事業所	西白河郡西郷村小田倉字田戸ヶ入三一九	有限会社西の杜	福島県西白河郡西郷村小田倉字田戸ヶ入	平成二二年二月一日	居宅介護支援事業

福島県告示第百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から、当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十一年三月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地		事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
	変更前	変更後		
福島県厚生農業協同組合連合会津坂下総合病院居宅介護支援事業所	河沼郡会津坂下町字逆水一八五六	河沼郡会津坂下町字逆水五〇	福島県厚生農業協同組合連合会	福島県福島市飯坂町平野三枚長一一一

（社会福祉課）

福島県告示第百六十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年三月十三日から同年四月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び伊達市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年三月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）リオン・ドール保原店 伊達市保原町上保原字金山三番地一ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

（社会福祉課）

福島県告示第百六十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、伊達郡国見町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
平成二十一年三月十三日

一 調査を行った者の名称

国見町

二 成果の名称

伊達郡国見町大字小坂及び大字泉田の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

福島県告示第百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、大笹生地区に係る県営防災ダム事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十一年三月十三日

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十一年三月十六日から
年四月六日まで（二十二日間）

三 縦覧の場所

福島市役所

（農村計画課）

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県告示第百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項で準用する同法第十条第一項の規定により、高越松ヶ作地区土地改良事業共同施行が高越松ヶ作地区に係る区画整理事業を行うことについて、平成二十一年三月四日認可した。
平成二十一年三月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

（農村計画課）

福島県告示第百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業について、次のとおり認可した。
平成二十一年三月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 施行者の名称 白河市

二 都市計画事業の種類及び名称 県南都市計画道路事業 七・七・百三十号 友月山プロムナード

三 事業施行期間 平成二十一年三月十三日から平成二十四年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分 白河市高蒲沢、円明寺、向新蔵、寒晒山及び友月山地域内

使用の部分 なし

（まちづくり推進課）

福島県告示第百七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
平成二十一年三月十三日

一 施行者の名称 白河市

二 都市計画事業の種類及び名称 県南都市計画道路事業 三・四・百三号 西郷搦目

三 事業認可の年月日 平成八年十一月十九日

四 事業施行期間 平成八年十一月十九日から平成二十六年三月三十一日まで

五 事業地 収用の部分 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件（平成十七年福島県告示第百二十五号）の事業地のうち南登り町、風神下及び

三番町地内において事業地を変更する。

使用の部分 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件（平成十七年福島県告示第百二十五号）の事業地に南登り町及び風神下を加える。

（まちづくり推進課）

福島県告示第百七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
平成二十一年三月十三日

一 施行者の名称 白河市

二 都市計画事業の種類及び名称 県南都市計画道路事業 三・四・百三号 西郷搦目

三 事業認可の年月日 平成八年三月五日

四 事業施行期間 平成八年三月五日から平成二十六年三月三十一日まで

五 事業地 収用の部分 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件（平成十六年福島県告示第百三十八号）の事業地のうち結城地内において事業地を変更する。

（まちづくり推進課）

福島県告示第百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更を認可した件（平成十六年福島県告示第百三十八号）の事業地のうち結城地内において事業地を変更する。

（まちづくり推進課）

福島県告示第百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更を認可した件（平成十六年福島県告示第百三十八号）の事業地のうち結城地内において事業地を変更する。

（まちづくり推進課）

使用の部分 同事業地に結城の区域を加える。

(まちづくり推進課)

福島県告示第七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十一年三月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 施行者の名称 郡山市
- 二 都市計画法事業の種類及び名称

県中都市計画道路事業 三・三・百六十三号 笹川大善寺線

三・四・百一十一号 東部幹線

- 三 事業認可の年月日 平成八年三月五日

- 四 事業施行期間 平成八年三月五日から平成二十六年三月三十一日まで

- 五 事業地 収用の部分 都市計画法事業の変更を認可した件（平成十六年福島県告示第二百八十七号）の事業地のうち安積町笹川一丁目及び笹川二丁目の各一部の区域を変更する。

使用の部分 同事業地に安積町笹川一丁目及び笹川二丁目並びに田村町徳定字上川原の区域を加える。

(まちづくり推進課)

福島県告示第七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十一年三月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 施行者の名称 いわき市
- 二 都市計画法事業の種類及び名称

いわき都市計画道路事業 三・四・百六十七号 新川町谷川瀬線

三・五・百三十六号 小太郎町三倉線

三・四・二号 国道六号線

- 三 事業認可の年月日 平成十四年七月五日

- 四 事業施行期間 平成十四年七月五日から平成二十五年三月三十一日まで

- 五 事業地 収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

(まちづくり推進課)

福島県告示第七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法

業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十一年三月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 施行者の名称 いわき市
- 二 都市計画法事業の種類及び名称 いわき都市計画道路事業 三・四・百八十一号 山水野谷町線

- 三 事業認可の年月日 平成十年九月四日

- 四 事業施行期間 平成十年九月四日から平成二十三年三月三十一日まで

- 五 事業地 収用の部分 都市計画法事業の変更を認可した件（平成十七年福島県告示第二百五十四号）の事業地のうち常磐湯本町上浅貝、八仙及び台山の各一部の区域を変更する。

同事業地のうち常磐湯本町向田の区域を削る。

使用の部分 変更なし

(まちづくり推進課)

公 告

公告第百十五号

電子複写機による複写サービスの供給について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第六十七条の六第一項及び福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。）第二百四十六条第一項の規定により公告する。

平成二十一年三月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 入札に付する事項

- 1 件名及び予定複写枚数 電子複写機一台による複写サービスの供給業務

- (一) モノクロ 一、九二〇、〇〇〇枚
- (二) カラー 一八〇、〇〇〇枚

- 2 業務の仕様 入札説明書による。

- 3 履行期間 平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

- 4 履行場所 福島県生活環境部県民安全総室原子力安全対策課（福島県福島市杉妻町二番十六号）

- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- 1 施行令第六十七条の四第一項の規定に該当しない者であること。

- 2 この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。

3 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第百二十五号）の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

4 過去二年間において国又は地方公共団体において、この公告に示した契約と同規模の電子複写機による複写サービスの供給業務の実績を有する者であること。

5 県内に事業所を有し、かつ、この公告に示した契約に係る複写機の保守及び消耗品の供給に速やかに対応できる体制を整えている者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の4及び5に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

1 提出期間 平成二十一年三月十三日（金）から同月十八日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時三十分まで

2 提出場所 郵便番号九六〇―八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号
福島県生活環境部県民安全総室原子力安全対策課
電話〇二四―五二一―七二五四

3 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便により行うものとし、平成二十一年三月十八日（水）午後五時三十分まで必着とする。

四 契約条項等を示す場所等
契約条項等を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 三の2に掲げる場所と同じ。

五 入札及び開札の日時及び場所

1 日時 平成二十一年三月二十五日（水）午前十一時

2 場所 福島県庁西庁舎八階八〇一会議室（福島県福島市杉妻町二番十六号）

3 その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成二十一年三月二十四日（火）午後五時三十分までに三の2に掲げる場所に必着のこと。

六 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

七 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

八 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

九 その他
1 入札方法 入札書には、一の1の(一)及び(二)に掲げる項目ごとの複写サービス一枚当たりの単価に当該項目の予定複写枚数を乗じて得た額の合計額を記載すること。

なお、入札書に記載された金額の内訳として、一の1の(一)及び(二)に掲げる項目ごとの複写サービス一枚あたりの単価及び当該単価に当該項目の予定複写枚数を乗じて得た額を記載すること。

おつて、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

2 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

3 契約書作成の要否 要
4 その他 詳細は、入札説明書による。

（原子力安全対策課）

公告第百十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十一年三月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	サービスの種類	サービスの主たる対象者
介護専門店ハ イジ	伊達市保原町宮下六七―一三	伊達市保原町三一八スリーエイトビル1階	有限会社社地域サポート研究所	福島県伊達郡桑折町伊達崎字道林一三	居宅介護 重度訪問介護	特定なし

（障がい福祉課）

公告第百十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、

次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る次に掲げる障害福祉サービスを廃止した旨届出があった。
平成二十一年三月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
障害福祉サービスヘルパーション事業所ふきのとう苑	相馬市富沢字松道一九	社会福祉法人相双記念会	福島県相馬市富沢字松道一九	平成二十一年一月三十一日	居宅介護 重度訪問介護	特定なし

(障がい福祉課)

公告第百十八号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。
平成二十一年三月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

名称	所在地	指定年月日	自立支援医療の種類	指定する診療科名	主として担当する医師又は歯科医師
会津中央病院	会津若松市鶴賀町一一一	平成二十二年三月一日	育成医療 更生医療	心臓脈管外科	保坂 浩希
西会津町国民健康保険西会津診療所	耶麻郡西会津町登世島字田畑乙二〇四二一六五	同	精神通院医療	内科	坂田 敏夫

アイランド薬局山下店	福島市山下町四一七	同	育成医療 更生医療 精神通院医療	調剤
------------	-----------	---	------------------------	----

アルファ薬局	二本松市若宮二丁目一六二一一七	同	同	同
--------	-----------------	---	---	---

高越薬局	同 市藤之前三三一	同	同	同
------	-----------	---	---	---

もみじ薬局東店	白河市東深仁井田字道山六一四〇	同	育成医療 更生医療	同
---------	-----------------	---	--------------	---

みなみ調剤薬局	同 市老久保一三一一五	同	同	同
---------	-------------	---	---	---

アイランド薬局弥次郎店	同 市豊地弥次郎三四一一	同	育成医療 更生医療 精神通院医療	同
-------------	--------------	---	------------------------	---

ファーマシーダイマル	南会津郡南会津町永田字風下甲二一一三	同	同	同
------------	--------------------	---	---	---

ベース薬局なこそ店	いわき市勿来町窪田町通二丁目五六一一	同	精神通院医療	同
-----------	--------------------	---	--------	---

(障がい福祉課)

公告第百十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。
平成二十一年三月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称
杜川沿岸土地改良区
退任した役員

役別 氏名 住所
理事 成井 英夫 白河市三本松山一六番地二

(農村計画課)

公告第百二十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により、白河市から県南都市計画特別用途地区の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
平成二十一年三月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県南建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

公告第百二十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、鏡石町から県中都市計画用途地域の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
平成二十一年三月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

公告第百二十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、鏡石町から県中都市計画地区計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
平成二十一年三月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

公告第百二十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、鏡石町から県中都市計画都市計画道路の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
平成二十一年三月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

公告第百二十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、白河市から県南都市計画地区計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
平成二十一年三月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県南建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

公告第百二十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、白河市から県南都市計画道路の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
平成二十一年三月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県南建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第15号

映像射撃シミュレータ装置の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成21年3月13日

福島県警察本部長 久保潤二

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 映像射撃シミュレータ装置の賃貸借一式（搬入、調整、機器保守等を含む。）
 - (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 借入期間 平成21年8月1日から平成26年3月31日まで
 - (4) 納入場所 福島県警察郡山北警察署（福島県郡山市富田町字下曲田2番8号）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。
- (4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (5) 当該物品に係る保守、整理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成21年3月24日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部警務部会計課入札係

電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成21年4月3日（金）午後1時30分 福島県警

察本部入札室（福島県福島市杉妻町5番75号）

(3) その他 郵便による入札は、不可とする。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

- (1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

（会 計 課）